行財政改革大綱後期実施計画

実施事項名	貸付金償還金の償還率の向上	重点項目番号	6
現状、問題点、必要性 （なぜやるのか）	【現　状】 同和地区住民を対象とした住宅新築及び福祉資金貸付金償還金の滞納金額が増加している。両資金併せて3，224件の融資のうち償還完了は2，459件、償還未完了765件のうち償還継続件数413件である。352件が滞納のケースとなっている。滞納金額は住宅新築資金等貸付金の平成20年度当初滞納金額（元利）459,474,773円、福祉資金貸付金の平成20年度当初滞納金額（元利）203,555,835円となっている。 【問題点、必要性】 伊賀市の継続的な資金償還のための負担の軽減につながり、償還完了者との不公平感を解消することが必要である。 【現状の客観的な説明】 年間で40件程度の償還が完了している状態であるが、返済意思の欠如者には法的措置等を視野に入れ償還向上に取組むこととしている。	番号	②
		担当課（執行する課）	人権政策部同和課
		責任者名（執行責任者）	同和課長　伏見　正道
		担当課電話番号	22－9633
対象等（なにが、だれが）	住宅及び福祉資金貸付金償還金滞納者	財政効果額（千円） （いくら削減されるのか、いくら収入増となるのか）	【金　額】 【算定根拠】 ※該当者の借入れの金額に差があり、効果額は算定できないが、該当年度で新たに返済を開始（または再開）した償還者の償還額を実績として公表していく。
成果（対象がどうなるのか）	償還金の返済をする人が増える。		
実施する内容・目標数値 （対象を成果の状態にするために、何を、いつまでに、どのようにやるのか）	【実施内容】 データの電子化及び統一、督促状の送付、臨戸調査等により、督促及び支払指導を行う。次の段階として配達証明付き内容証明郵便の発送、支払請求等の法的措置を講じることとする。これらの取組みにより滞納者を減らしていく。 【目標数値】 《最終目標》滞納の状態になっている該当者に働きかけを行い、滞納件数を年間約20件ずつ減らす。22年度末の滞納件数を290件にする。 《平成20年度の目標》滞納を330件に減らす。 《平成21年度の目標》滞納を310件に減らす 【目標の客観的な説明】 「返済意思の欠如者」の中でも、支払い能力がある者に対して、年間20件程度の法的措置をとり返済を開始（または再開）させていく。	特記事項	

目標を達成するための活動指標（全体目標を達成するために個別に実施する項目）（何をどれだけやるのか）

活動指標名	目標値	定義・算定式
督促、催告の実施	352件	納期経過後の督促、年4回の催告を行う。
電話催告、臨宅訪問、来所依頼	300件	返済意思の確認及び相談を行い償還を促す。
配達証明付き内容証明郵便の発送	150件	督促や催告等で応じない場合に対応する。
「返済意思の欠如者」への支払請求	20件	特に悪質なものに対して対応する。

行程表（いつまでにやるのか）

平成20年度	平成21年度	平成22年度
4月　10月	4月　10月	4月　10月